

税証明交付申請書(兼委任状)

個人(郵送)用

盛岡市長 様

年 月 日

以下のとおり証明書の交付を申請します。

① 申請者	現住所			
	1/1時点の 住所	※御自身の証明書を申請する場合で、盛岡市から転出された方は、盛岡市にいた時(基準日である1月1日時点)の住所も一緒にお書きください。 盛岡市		
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	電話番号	—

※個人の氏名・住所で申請を行ってください。

※目中に連絡のとれる電話番号を記入ください。

② 対証 象明 者	<input type="checkbox"/> 申請者(①)分 ※申請者分のみの場合 →④へ
	<input type="checkbox"/> 扶養親族(注) 非課税証明書 → ③へ (証明対象者の自書または押印不要)
	必要証明書 非課税証明書以外 → [<input type="checkbox"/> 委任状あり →④へ <input type="checkbox"/> 委任状なし →③へ]
	<input type="checkbox"/> その他(関係性:) → [<input type="checkbox"/> 委任状あり →④へ <input type="checkbox"/> 委任状なし →③へ] □委任状の原本 還付を希望する。

(注)申請者が地方税法上扶養している方の非課税証明書は委任がなくても申請可能です。

※車検用納税証明書の場合、委任は不要ですが、納税義務者情報を③に記載してください。

③ 委任欄	※この欄は、委任者(証明が必要な人)が全て自書、もしくは記入・押印してください。 私は、申請者(①)を代理人として税に関する証明書を申請し、交付を受ける一切の権限を委任します。			
	現住所			
	1/1時点の 住所	※盛岡市から転出されている方は、盛岡市にいた時の住所もお書きください。それ以外の方は記入不要です。 盛岡市		
	フリガナ			
	氏名	(印)		
生年月日	年 月 日	電話番号	—	—

*上記の委任欄、または委任状の偽造をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)または同法第161条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。

※亡くなつた方の分を申請する場合は、相続権が確認できる旨賛同本または抄本を添付してください。

④ 証明の種類と通数	<input type="checkbox"/> 課税（非課税）証明書	令和7年度（6年中の所得が記載）	通
		過年度分（年度）	通
	<input type="checkbox"/> 納税証明書	年度	通
	<input type="checkbox"/> 納付額証明書（確定申告用）	年支払分	通
	→ 【必要な税目】	<input type="checkbox"/> 市・県民税・森林環境税 <input type="checkbox"/> 固定資産税(都市計画税) <input type="checkbox"/> 国保税 <input type="checkbox"/> 介護保険料 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料 <input type="checkbox"/> その他（）	
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税納税証明書（車検用）（標識番号：岩手・盛岡）		通
	<input type="checkbox"/> 完納証明書	通	※本庁舎市民税課のみ発行 各支所・出張所では発行できません
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 酒類製造販売免許用（過去2年間）	通

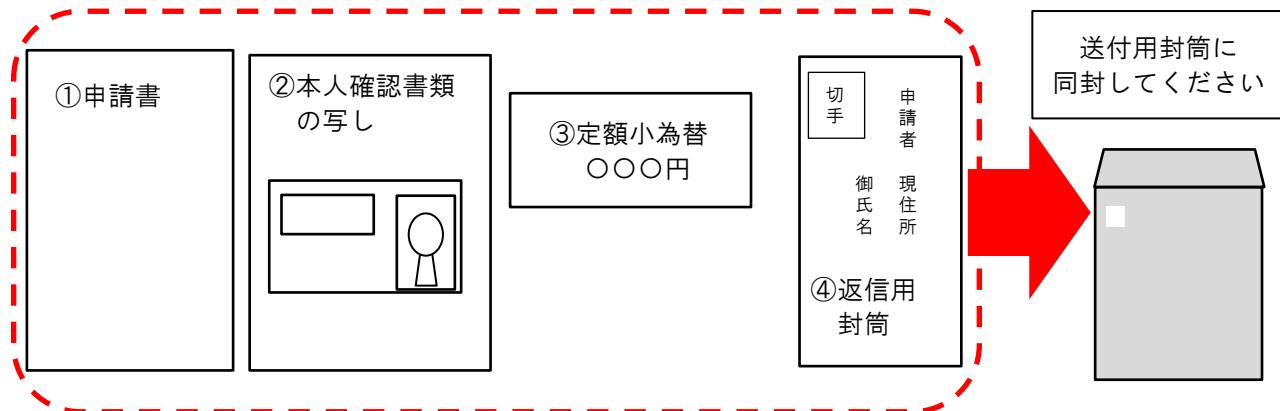
卷之三> 第二章> 第二节> 例文与译文 < 目录 > [回]

別紙

※この別紙は同封不要です

1 郵送申請に送付いただく書類

①申請書	記入漏れやお間違いのないようにお願いいたします。 内容についてお伺いする場合がありますので、 <u>日中に連絡がとれる電話番号</u> を記載してください。	チェック <input type="checkbox"/>
②本人確認書類の写し	本人確認が必要ですので、官公署発行の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（写真付）、パスポート）等の写しを送付してください。詳しくは『証明申請に必要な本人確認書類について』を御覧ください。 写しを取る際には、欠ける部分がないようにしてください。 また、現住所が記載された部分の写しも同封ください。 <u>※住民票や写真のない個人番号通知カードは本人確認書類とはなりません。</u>	チェック <input type="checkbox"/>
③証明手数料（定額小為替）	手数料分の定額小為替を <u>お釣りのないように</u> 同封してください。手数料が分からぬ場合は、事前に市民税課まで御連絡ください。 定額小為替には何も書かないようにしてください。なお、切手での受け付けはできません。	チェック <input type="checkbox"/>
④返信用封筒	あらかじめ切手を貼り、 <u>申請者の現住所、氏名</u> を記入してください。 速達を希望される場合には、速達分の切手を貼り、封筒に赤字で「速達」と記入してください。 宅配便での送付はできません。	チェック <input type="checkbox"/>



2 手数料について

※つり銭が生じないよう、御準備をお願いします。

①課税（非課税）証明書	1件(1人1年度分を1件)につき <u>400円</u> 1人につき1枚発行されますので、御家族分をまとめることはできません。
②納税証明書	1件(1人1年度分を1件)につき <u>400円</u>
③完納証明書	1件につき <u>400円</u>
④軽自動車税 納税証明書（車検用）	無料

3 御注意ください

①課税（非課税）証明書

- 市・県民税はその年の**1月1日**現在の住所地の市町村等から課税されます。1月1日現在、盛岡市以外に居住していた方は、その年度の証明書を発行することができませんので御注意ください。

【例】令和7年度課税（非課税）証明書

→原則として、令和7年1月1日の住所地の市町村から発行されます。

- 証明を必要とする年度の市・県民税について申告等をしていない方は、別途申告が必要になる場合があります。また、申告を行ったばかりの方は証明書発行までに日数を要することがあります。

②納税証明書

- 納付をして2週間以内の場合は、領収証書の写しを添付してください。
- 課税になっていない税目についてはお出しできません。

③完納証明書・その他

- 納付をして2週間以内の場合は、領収証書の写しを添付してください。
- 酒類販売、中古自動車販売、公益社団法人等の認定申請に係る証明が必要な場合は必ず事前に御連絡ください。

4 送付先・連絡先

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸12-2

盛岡市財政部 市民税課

019-626-7504